

中央新幹線建設工事に伴う松川町内における
発生土運搬車両の通行に関する確認書

松 川 町

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線建設工事に伴う松川町内における 発生土運搬車両の通行に関する確認書

松川町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の中央新幹線建設工事に伴う発生土運搬に使用する車両（以下「運搬車両」という。）が松川町内（以下「町内」という。）を通行することに関し、次のとおり確認する。

（目的）

第1条 本確認書は、運搬車両が町内を通行することに関し、その通行による影響を低減させ、もって町内の交通安全の確保を図ることを目的とする。

（通行ルート）

第2条 運搬車両の通行ルートは、別紙1のとおりとする。

- 2 乙は、前項に定める通行ルートを変更する場合は、事前に甲と調整のうえ、関係する地区住民へ周知するものとする。
- 3 乙は、運搬車両の通行により渋滞等一般車両の通行に支障をきたすと判断された場合は、甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。
- 4 乙は、新たな発生土運搬先及び運行計画が具体的になった段階でその都度対応を甲と協議するものとする。

（交通安全対策）

第3条 甲及び乙は、運搬車両の通行に伴い十分な交通安全対策の実施に努めるものとし、別紙1に定める各道路において安全施設整備及び道路整備を行う。

- 2 乙は、前項以外の対策として、次の各号に掲げる対策を実施するものとする。なお、甲は必要な場合は、乙が実施する内容について、乙と協議することができるものとする。

（1）運搬車両の運行関係者に対する安全教育の実施

（2）一般車両通行の優先

（3）必要に応じて、工事用安全看板の設置ならびに交通誘導員の配置等

- 3 乙は、運搬車両の通行にあたり、運搬車両であることが分かるように表示すること。

（通行時間等）

第4条 乙は、運搬車両の通行を、日曜日及び長期休暇期間（年末年始等で事前に告知する日）（以下「休日等」という。）に行わないことを基本とし、予め運搬車両の運行計画を甲及び関係する地区住民に周知するものとする。なお、休日等において発生土運搬を計画する場合は、乙は事前に甲に連絡するとともに、関係する地区住民へ周知するものとする。

- 2 町内における運搬車両の通行時間は、午前8時30分から午後5時までを基本とする。
- 3 乙は、町内の行事等により運搬車両の通行が一般車両の通行に支障を生じることが予想される場合は、甲乙協議のうえ、運搬車両の通行について配慮するものとする。

(通行ルートの大気質・騒音・振動対策等)

第5条 乙は、運搬車両の通行期間中、必要な箇所において大気質・騒音・振動の測定を行うとともに、環境への影響を調査し、その内容を甲及び関係する地区住民へ公表するものとする。なお、測定の箇所、項目、頻度、期間等については、甲及び乙で協議のうえ決定するものとする。

- 2 乙は、運搬車両の通行にあたり、排出基準適合車を採用して大気質への影響を低減するとともに、騒音・振動・粉じん等を抑えるよう、運搬車両のタイヤの洗浄、制限速度の遵守など、通行面における環境保全に努めるものとする。

(通行ルートの清掃及び損傷修繕復旧)

第6条 乙は、運搬車両の通行に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合は、乙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、本確認書の締結後、別紙1に定める道路のうち町道において、甲乙立会のうえ、現状の道路状況を確認するものとする。
- 3 乙は、運搬車両の通行に起因して道路施設を損傷等した場合は、道路管理者に報告するとともに、道路管理者と協議のうえ、道路施設の修繕等必要な措置を講じるものとする。

(工事影響の低減対策)

第7条 運搬車両の通行に伴う第三者からの苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、甲及び乙は、当該苦情等に係る情報を共有するものとする。

- 2 乙は、甲が設置する松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会に出席し、運搬車両の運行計画、安全対策、環境対策及び苦情等に対する対処状況等について報告するものとする。

(道路管理者との協議)

第8条 本確認書の実施にあたり必要な道路管理者との協議は乙が行い、甲は協力するものとする。

(工事施工業者等への通知)

第9条 乙は、この確認書の内容を運搬車両の通行に携わる施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

(有効期間)

第10条 この確認書の有効期間は、締結の日から運搬車両の通行完了までの間とする。

(その他)

第11条 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

以上、確認の証として、本書を2通作成し、各々が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和3年9月21日

甲 長野県下伊那郡松川町元大島3823番地
松川町長

宮下 智博

乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
東海旅客鉄道株式会社 中央新幹線推進本部
中央新幹線建設部 名古屋建設部長

新美 憲一

